

すもとオープンファクトリープラス（+）2026 事業企画及び運営業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

すもとオープンファクトリープラス（+）2026 事業企画及び運営業務の受託候補者の選定を次のとおり公募型プロポーザル方式で実施する。

1. 業務内容

仕様書（別紙）のとおり

2. 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

3. 見積限度額

1,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内とする。

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

4. 参加資格

参加資格は、次に掲げるすべての事項を満たす者とする。

（1）洲本市指名停止基準による停止措置を受けていないこと又は同基準別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。

（2）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

（3）国税及び地方税を滞納していないこと。

（4）洲本市暴力団排除条例（平成25年洲本市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者のいずれにも該当しないこと。

（5）過去5年以内に、次のいずれかの業務を元請として受託し、完了した実績を有すること。

ア 中学生、高校生、大学生その他若年層を主な対象とする広報、イベント、体験学習、キャリア形成支援又は人材確保支援に関する業務。

イ 地域産業PR事業、体験型ワークショップ事業その他これらに類する業務。

なお、参加資格の確認のため、6.（3）②イに定める書類を提出すること。

5. 履行場所

洲本市域内

6. プロポーザルの手続等

（1）公募開始 令和8年6月22日（月）

（2）参加申請書の提出

① 令和8年7月10日（金）午後5時まで

※土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

② 提出書類

ア 参加申請書（様式1）

イ 参加資格確認書類

次に掲げる書類を提出するものとする。

i 法人にあっては履歴事項全部証明書の写し（発行後3か月以内のもの）、個人にあっては住民票の写し及び身分証明書の写し（発行後3か月以内のもの）

ii 納税証明書

（ア） 所轄税務署が発行する「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書

（イ） 洲本市の市税が課税されている場合は、市税について未納税額のない証明書

iii 洲本市暴力団排除条例に係る誓約書（様式3）

iv 前各号に掲げるもののほか、洲本市が必要と認める書類

③ 提出部数 各1部

④ 提出方法 持参又は郵送により提出するものとする。

(3) 企画提案書等の提出

① 令和8年7月17日（金）午後5時まで

※土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

② 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

・用紙サイズ：

原則としてA4判とする。ただし、必要に応じてA3判の用紙を挿入することも可とする。

・下記の内容を必ず含めること。

i 事業実施提案（別紙仕様書に記載している業務内容）

ii 業務実施体制（指揮命令系統及び業務の管理責任者が明示されていること）

企画提案書は、すもとオープンファクトリープラス（+）2026 事業企画及び運営業務に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）における選定資料とする。

イ 類似業務実績一覧表（様式2）

※類似業務実績一覧表には、提出者が受託した主な類似業務（過去5年以内。国、地方公共団体、民間企業を問わない）について記載すること。

ウ 見積書及び見積内訳書（任意様式）

③ 提出部数 ・アの企画提案書は、正本1部、副本5部及び電子データを提出するものとする。

※副本には、企業名その他提案者が特定できる情報を記載しないこと。

・イからウまでは、正本各1部及び電子データを提出するものとする。

④ 提出方法 ・正本及び副本は、持参又は郵送により提出するものとする。

・電子データは、電子メールにより提出するものとする。

(4) 契約候補者の選定方法

別添「審査基準」に基づいて、選定委員会において契約候補者の選定を実施する。選定にあたっては、プレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションは、令和8年7月28日（火）に実施するものとし、詳しい時間及び場所等については、別途通知する。

- ① 選定委員会の委員（以下、「選定委員」という。）は、審査基準を基に100点満点により評価し、採点するものとする。ただし、100点満点中60点以上を合格ラインとし、選定委員の点数が一人でもこれを下回った場合は失格とする。
- ② 選定委員が評価した点数を合計し、総合得点の最も高い者を契約候補者として選定する。ただし、最高得点の提案者が複数ある場合は、「審査基準」において「1 事業提案の内容」における選定委員の点数の合計点が最も高い者を契約候補者とする。なお、それも同点の場合は、選定委員の協議により選定するものとする。
- ③ プロポーザル参加者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとし、当該参加者に対してもプレゼンテーションを実施する。ただし、審査の結果、100点満点中60点以上の点数が得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

（5）選定結果

選定結果は、すべてのプロポーザル参加者に通知する。なお、選定結果についての異議申立ては受け付けないものとする。

（6）選定結果の公表

選定結果については、次の事項について洲本市ホームページで公表する。

- ①受託事業者の名称及び評価点を公表する。
- ②受託事業者以外の提案者の名称は符号表記とし、評価点を公表する。ただし、提案者が2者の場合には、次点者の評価点は公表しない。

7. 質問受付及び回答

本実施要領及び仕様書に関して質問がある場合は、「質問書」を提出するものとする（様式4を使用する）。

- （1）提出期限 令和8年6月29日（月）午後5時まで
- （2）提出方法 FAX又は電子メールにより提出し、到着確認を提出者側で行うこと。
- （3）回答方法 提出された質問に対する回答は、洲本市ホームページに掲載する。
- （4）回答期限 令和8年7月7日（火）

8. 辞退

参加申請書提出後、プロポーザル参加者の都合により参加を辞退する場合には、「辞退届」を持参又は郵送により提出するものとする（様式5を使用する）。

9. 失格条項

次に掲げるいずれかの事項に該当した場合は、失格とする。

- （1）参加資格の要件を満たしていない場合
- （2）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （3）提出書類に重大な不備等があった場合
- （4）選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(5) その他、選定委員会において不相当と認められた場合

10. その他留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とする。
- (2) 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (3) 提出書類の提出後の修正、追加及び再提出等は認めないものとする。
- (4) 提出書類は返却しないものとする。
- (5) 提出書類については、プロポーザルの選定以外の目的では使用しない。
- (6) プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合がある。
- (7) 受託者は本業務の開始から終了までの間、業務内容の全般を常に把握している専任の担当者を置くとともに、事業の円滑な実施のため、定期的に委託者へ報告及び連絡調整を行うこと。
- (8) 事業を実施する上で、委託者が有している資料の提供については、必要な範囲内で、委託者が提供する。
- (9) 本業務で得られた成果物の所有権、著作権及び利用権等は、洲本市に帰属するものとする。なお、受託者は、著作権者人格権を行使しないものとする。
- (10) 本業務で使用する図表やデータ、画像等の著作権、使用权などの権利については、受託者において使用許可を得るものとする。なお、これらのことを怠ったことにより、著作権などの権利を侵害したときは、受託者がその一切の責任を負うものとする。
- (11) 受託者は、本業務の遂行にあたって知り得た情報を委託者の許可なく他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (12) 本業務において送信する電子メール及び電子メールに添付する書類については、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施するものとする。
- (13) 受託者は、本業務中に生じた受託者の責めに帰する諸事故に対して一切の責任を負い、損害賠償の請求があった場合には、受託者がその一切を処理するものとする。
- (14) 成果品納入後に発生した受託者の責めによる不備が発見された場合は、無償で速やかに必要な措置を行うものとし、これに係る経費は、受託者の負担とする。
- (15) 本実施要領に定めのない事項については、必要に応じて洲本市と契約の相手方が協議して定めるものとする。

11. 提出先及び連絡先

洲本市企画情報部企画課政策調整係

住所：〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号

電話：0799-22-3321 内線：1514

FAX：0799-22-1315

電子メール：kikaku@city.sumoto.lg.jp